

「関係論的平等主義」からの〈運の平等主義〉への批判 ——エリザベス・アンダーソン⁰⁾による論理構制を対象化する——

西 口 正 文*

Criticism of *Luck Egalitarianism* from the Perspective of “Relational Egalitarianism”
—Objectifying the Logical Formation of the Criticism by Elizabeth Anderson—

Masafumi NISHIGUCHI

構成

《始発の節》浮上させるべき問い

《本論を準備する第壱段階の節》〈平等〉概念を問題化するための起点

・・・バーナード・ウイリアムズに依拠して

《本論を準備する第弐段階の節》資本制に依拠する市場における“平等”と“共同性”の特質・・・

G・A・コーエンに依拠して

《本論を準備する第参段階の節》市場における商品交換と手続き的正義・・・エリザベス・アンダーソンによる論理構制の拠り所

《本論の第壱段階》〈運の平等主義〉批判の中心

《本論の第弐段階》〈運の平等主義〉批判の論理構制

《本論の第参段階》〈運の平等主義〉の理路

《結びに代えて》

《始発の節》浮上させるべき問い

いま我々の生きるこの社会世界において支配力を発揮する慣習性を帯びた意識の働きや欲動の作用。この作用によって揺動させられ、延いては当の作用に屈服したり妥協したりするのではなく、人-間の生み出し得る意味志向としての正しさに——正義に——支えられたところの行為の可能性。これを探究しようとする学知的試みとして、少なくともそのひとつとして、〈運の平等主義〉*luck egalitarianism*がある。正義を探究しようとする学知的試みとしてこの社会世界にみられる理説には他方に、〈運の平等主義〉に明示的に対立させようとする立場からの理説もまた、ある。その理説はその唱導者によって「関係論的平等主義」“relational egalitarianism”と称されている。この双方の対立に注目し、相違点を掘り下げて解明しようとする企ては、社会正義とはいかにして可能なかを深く問い詰めようとする企ての中に、位置づけられ得るであろう。小論は、いましがた述べたところの、社会正義の探究の中に見出される看過し得ない議論の対立に——〈運の平等主義〉と「関係論的平等主義」との対立に——

*人間関係学科 教授

一注目し、各々がその規範性の中心に位置づける意味志向を、識別するように試みる。その識別の試みを通して、社会正義を構成するにあたってまず、根底に据える価値は何か、そして次に、(根底に据えられた価値の上層に)どのような論理を以って社会正義を構制しようとするか、これらの差異を明らかにしようと試みる。

上述の内容を、別様に(表現を少し変えて)述べ直すとする、二通りの学知的試みの中に、すなわち、社会世界の正義とはいかにあるべきかを問い、その解を探り当てようとするところの、二通りの企て、その企ての相違の中に、照らし出されてくるであろう規範の質という視点から洞察される差異。これを明らかにしようとする。

《本論を準備する第壹段階の節》<平等>概念を問題化するための起点

・・・バーナード・ウィリアムズに依拠して

<平等>概念を鋭く問題化しようとする視角を提示している文献の中のひとつとして、バーナード・ウィリアムズによる「平等の観念」The Idear of Equality (1962年)は注目に値する。注目されるべき問題化の視角を摘出しておこう。

α 事実性において捉える「平等/不平等」と規範的価値を随伴させて捉える「平等」

日常生活世界での経験に見られる事実性において、もしくは、事態のありようにおいて、「平等/不平等」が問われる場面は枚挙に遑がない。行為の効用という面から見ても道徳性の発揮度合から見ても、各人の間には通常は差異が——格差づけられもするような差異が——見出されることが多いであろう。この点を一方において認識しつつ、他方においては、「ひとはみな平等に処遇されるべきだ」とするいわば規範的価値の在り方を志向する言説が、見出される。これら双方の関係構造が、日常生活世界において覚識されているのか、と問うならば、否と答えるのが適切であろうと思われる。ウィリアムズにあってはしかし、この双方の関係構造を探ることに重要な意味がある、という想念が示されている [Williams, B. (1962):110-112]。

β 共通する性質であるべき人間性

経験上の事実としてひとそれぞれによる行為遂行度合には歴然とした差異が、というよりも格差が、見出されること、これを受容したうえでしかも、各人には抽象性を帯びた共有次元として「人間性」humanity が——「共通の人間性」が——備わっている、とする見識が持ち出され、この見識が無根拠で軽薄なものというわけではなく、留意されてよい見識であることが示されている◆¹⁾。とはいえ、この「共通の人間性」の内実について明確化を図ろうとするところで、壁にぶつかり、曖昧さを脱することができぬままに留まる [op. cit. :112-114]。

γ 道徳性を帯びた能力

人間には共通に理性が——その経験的な検査の実施方法を明確に提示するための具体策には開かれていないとはいえ——備わっているのであって、そのことによって道徳性を帯びた潜在能力を蔵している、と捉えられる。存在者としての人間の特質に対するこのような把握の仕方を基にするならば、人間の<平等>性が道徳性を帯びた価値を随伴させるかたちで主張されるに及ぶ理路、これが見出されることになる。正邪善悪をいわば直観の相において感得し得るところに、人間の<平等>性が見て取られるわけである。ウィリアムズによるならば、この思考の筋道は典型的なかたちでイマヌエル・カントによる道徳哲学に見て取られることになる。その思考の筋道はしかし、超越論的思考であり、経験世界での諸個人に対する処遇の在り

方といかにして結合させることができるか、と問う場面では、思考の適切な回路が切り開かれ難しくなり、閉塞を余儀なくされる恐れが多分に付き纏うこと。そのことをもまた、ウイリアムズは指摘しもしている [op. cit. :114-120]。

⑤ 不平等な状況の中での平等はいかにして探り求められるか

バーナード・ウイリアムズによるならば、「平等」をめぐる従来の議論では < 人間の平等 > を根拠づけるに足る理路が未だ見出されていないことになる。すなわち、平等論にとって手持ちの理論としては「機会の平等」を保障すること、これが最大限に到達し得たことであり、そこに留まっている。この限界を超えることを志向する場合には、人-人間での < 尊重の平等 > が手がかりになりそうな直覚が働くとしても、それをいかにして経験世界での人間の処遇の在り方としての妥当な理路に結び付けるか、ということが未決の課題として、難題として、残されているのである [op. cit. :115-118, 121-126]。

⑥ 「人間の平等」に関する難題への触発

ウイリアムズは、「機会の平等」の実質化を以ってでは解決できないところの、深奥に位置づくべき「人間の平等」に関する難題、これの所在を（簡潔なかたちながらも）論じる構えを見せている。その構えが現われるのは、次のような反事実的に仮想された情況の設定をもとにして、平等の在り方と密接にかかわらせながらひとの善き生の在り方を問い迫るように促す論脈においてである。すなわち、各人の生活する環境情況がだれひとりとして他のどのひとたちに比しても引けを取らない様態にまで改善され、しかもまた、すべてのひとにとって担い得るわずかの負担を負うだけで、生得的な遺伝子のありようを改造することができ、ひとの持ち得る生得的能力の上限のところまですべてのひとが容易に到達することが可能となった場合を想定し、その改造を行なうことが各人にとって善き生の実現になるのだと、考えるに到るのか、問い迫るように促す。このような論脈だ [op. cit. :128-129]。

この論脈で肝腎なのは、ひとにとってのその生活環境情況が、各人にとってほかのだれに比しても引けを取らぬまでに改善され得て、しかも、だれもが種としてのひとの持ちうる生得的能力の上限まで高めることが、自己にとっては外在する力の作動によって、できるのであるから、生得的能力の持つ価値的な意味が消失するという意識作用の媒介を通して、生得的能力の働きの持つ意味を根底から問い直すという、いわば覚醒の契機が持ち込まれるに到っている様態、これが想定されていることだ。したがって、いま在るこの社会世界での、各人にとっての生活環境情況の有利 / 不利という差異あるありようと、各人の生得的能力の差異あるありようと、各人の責任の果たし方の差異あるありようと、これらが混然一体となって、これらの結合態として発揮される各人の行為の成果のありようもまた、その価値的な意味を甚だしく減じることになり、いま在るこの社会世界においてメリトクラシーに与えられている価値的な意味は甚だしく貶値させられることになるだろう。

この論点については、後の議論の中でさらに論及することにする。ここではその伏線を敷くに留めておこう。

《本論を準備する第貳段階の節》資本制に依拠する市場における“平等”と“共同性”の特質・・・G・A・コーエンに依拠して

< 運の平等論 > の主唱者としては、ジェラルド・アラン・コーエン（…………以下ではG・A・コーエンとして、もしくは、コーエンとして、表記する）が挙げられてよいだろう。G・A・

コーエンは、資本制に依拠する市場における商品交換を前提とする、人間関係の平等および人間関係の共同性の特質、これを対象化するという試みを、社会主義を志向する人間関係を前提とする平等および共同性との対質において、論じている。その議論に、ここではその大枠のところに、耳を傾けてみよう。

資本制に依拠する市場における商品交換を前提とする、人間関係の平等および人間関係の共同性の特質とは端的に、自己にとっての利益の獲得を、それをこそより増大させるかたちでの利益の獲得を、優先させるべき動機とすること、これを前提としたうえで、派生的に——副次的な動機という位置づけにおいて——共同性もたらされることを、望ましいこととして肯認する。つまり、共同性を派生性において産み出すところの根源に位置づくのは、連帯を欠いて排他性を帯びざるを得ないかたちで出来る競争性優位という関係、これが基軸となるところから社会的行為の諸相に現象するところの個人の「貪欲」、および、社会的行為の所産に対する「恐怖」、これらに対応するかたちで深く強く培われるところの「利己主義」心性なのである。「利己主義」心性こそが他の諸個人に対し結果としては利益をもたらすことができ、効率善き生産活動・交易活動をもたらす、と考えることになる。

こうした、共同性の派生性・副次的産出性としての在り方を排して、第一次性において、もしくは直接性において、共同性をもたらすためにはどうすべきなのか。コーエンによる議論に拠るならば端的に、資本制を超克した共同性の構築を目標とする社会主義を構築することが必要となる。諸個人の善き生を、善き社会生活を、共同性や連帯を基盤として構築してゆこうとするにあたっては、利己主義という心性が諸個人にとって不可避の行為駆動力として立ち現われることにはならないこと、このことが、社会生活の始原を示すことのできる場所の具象相において、描出されている [G.A.Cohen (2009) :3-45]。

《本論を準備する第参段階の節》市場における商品交換と手続き的正義・・・エリザベス・アンダーソンによる論理構制の拠り所

前節で採り上げたコーエンにおいては、いわば「公正としての正義」を追求するために必要不可欠となる概念として「平等」equality と「共同性」community が採り挙げられていた。この二つの概念の具象化された発現が、資本制社会における人-間の相互行為においては真つ当に実現され難いことが論じられたのであった。その際にとりわけ重視されることになるのが、ひとの制御の及ばない「運」の作用への注目であり、その作用への対処の方法であった。

こうした議論の組み立て方に向けて正面から対決しようとする論者として注目すべきなのが、エリザベス・アンダーソンである。この節では、コーエンによる議論への対質という観点から、アンダーソンによる正義観念の概要に絞って、捉えるように試みる。

資本制に基づく市場での商品交換を媒介として出来る人-間の相互行為のありように向けて、アンダーソンは不平等が、また、共同性の破壊が、生じるとは見ていない。むしろ、諸個人が他者を対等に尊重し合う関係として、市場での相互行為をうみだす関係を捉えるべきだとする。諸個人は自らの利得の獲得を意図しつつ相互行為の関係に入り込むわけだが、ただ単に自己利益のみを狭量に求めているわけではなく、市場に参入する他の行為者たちにとっての利益になることをも意図して相互行為が為されるのだ、と考えている。ただし、市場には予期的了解の為し難い要素が多分に入り込むことになるのであり、そのことから齎される危険に対処する方策を同時に備給する必要があるのだ、とする [Anderson,E. (2008) :240-242]。

このような認識のありようを土台とするアンダーソンの視座からすると、コーエンによる平等や共同性の捉え方は誤っていることになり、さらには、各人のそれぞれに善き生を求めて企図する行為に対する不当な干渉や負の刻印（評価）を持ち込むことになる、と論じられることになる。こうして、< 運の平等主義 > として特徴づけられるコーエン流の平等主義的正義の論立てが、激しい批判の対象となっている。ここでは、上述の、ごく大まかな特徴づけに留め、本論としての次節からの論究の中で、立ち入った考察と検討を試みることにしよう。

《本論の第壹段階》< 運の平等主義 > 批判の中心

この節では、エリザベス・アンダーソンによる < 運の平等主義 > に向けての批判の内容を、まずはアンダーソンの表現にしたがって整理する。そのうえでさらに、それらの含意を解釈することができるように取り組むことにする。考察対象とするのは、「運の平等主義者と関係論的平等主義者との間の根本的な不同意」（2010年）と題された、アンダーソンによる論文である。

第一の批判は、諸個人間の社会関係のひとつの種類として平等を考えるのではなく、非関係的な、諸財についての、平等な分配として、平等を考えている、というように < 運の平等主義 > を特徴づけ、その点を批判する、という内容である。第二の批判は、第一の批判から派生するかたちで出来る内容であり、関係性を有していない諸財についての不平等な分配がどのようなときに不当なものとなるのか、この点に関する批判である。すなわちこれは、不平等分配が偶有性を帯びた理由から起こる場合に——たとえば、出生の際の環境状況のような、道徳的に見て恣意性を帯びた要因によって、不平等分配が引き起こされる場合に——、不平等が不当なものとなる、とする認識の仕方、これに対して批判するという内容である。第三の批判は、正義の諸原理とは正義をめぐる我々の信念を定式化するものだ、と < 運の平等主義 > が捉えていること、このことに向けての批判である。つまり、正義とはそれ自体、望ましき分配パターンのところに存在する、とする捉え方に対して批判する、という内容である。第四の批判は、上記のような特徴づけを以って表わされる < 運の平等主義 > の認識基盤をどう捉えるか、この点をめぐる批判である。アンダーソンによれば、< 運の平等主義 > はこの認識基盤を、正当化についての第三人称の観念に見出しているのであり、そうするがゆえに、規範的前提と事実的前提とが一体となった事柄を行為方針の結論を出すための根拠としてしまう、という論の運びになること。そのことが誤っている、とする批判内容である。

次いで、上記の批判内容の各々に対する筆者による解釈を、表示することにしよう。関係性を軸にして平等分配を考えるべきであるにもかかわらず、< 運の平等主義 > においては財の分配にあたって、質の次元で、あるいは量の次元で、平等に分配しようとする、という第一の批判内容は、正確さにおいて欠けているだろう。< 運の平等主義 > は財という観点や厚生という観点や潜在能力という観点を採り挙げつつ、各人にとっての善き生を平等にもたらしするための分配を、分配のまさに始発点においては考案しようとする。分配する対象や分配規範についての普遍的な基準を探り出そうと努めるわけであるが、その探り出しに際しての始発点に位置づくべき、各人にとっての善き生の平等、という意味志向においては、真剣に関係性が考慮されているのである。このことを真っ当に省みようとしないアンダーソンは、謂うところの「関係性」を第二人称としての人間関係という次元で取り結ばれる自発的合意としてのみ考え、そこに留まって思考している◆²⁾、そのように推察される。

第二の批判内容は、つまるところ、道徳的に見て恣意性を帯びた要因によって不平等分配が

引き起こされるとは経験的にかつ具体的にどのような場合なのか、それを特定することは困難であり曖昧さを脱し得ない。だから批判されるべきだ、とする内容だと敷衍することができるであろう。この批判の論理の立て方に対しては、＜道徳的恣意性＞といういわば超越論的に表現されるほかない要因であるからといって、その要因が軽んじられてよいことには断じてならないこと、このことへの配視が抜け落ちているだろう、と解される。

第三の批判内容は、世界の在り方についての正当さという、個人にとっては既に先行するかたちで設定された基準、これに従属させられて行為の正しさ如何が判別されてしまう、というかたちになっている＜運の平等主義＞の根底をなす正義観念が、批判の俎上に載せられているわけである。この正義観念を斥けるかたちでアンダーソンの主張する正義とは、行為者各々が所有し発揮する美德と同一視されるところのものだ、ということになる。このとき問題化されるべきなのは、行為者各々が所有し発揮する美德が果たして普遍的に妥当する正義性を帯びた規範と調和するのか否か、という点だ。正義性を帯びた規範とは異質の行為規範が優勢を占めるような、そのような共同主観性に蔽われてある社会の中での相互行為、これを対象化する必要に、意識が向けられるべきだろう。このような相互行為がもたらす合意が偏狭な利己性を前提として受容しつつ“実力主義”を通用させる性質を帯びる結果を招くこと、そのことを警戒する意識が喚起されるべき問題次元であろう。

第四の批判内容は、上述の第三批判の内容と結びつけて考えられるべきものだ、ということが、いまや明らかになってくる。正義の諸原理がそこから正当化されるところの立脚点とは要するに、超越論的に措定される世界の普遍的妥当性を覚識したうえで、それを事実世界にもたらしめるために設定される原理——＜運の平等主義＞が念頭に置いている規範原理——なのではなくて、むしろ第二人称の相互行為の中で行為者たちが自発的に合意し契約すること、これを起点として出来る原理なのだ、とアンダーソンにあっては想定している。このように解釈される。

アンダーソンによるこの想定は、もし仮に、まさに謂うところの「第二人称の相互行為」が功利主義的合意を融通無碍に到着させようとするようになるならば、その場合には当の功利主義的合意を正義の諸原理が受容できるのか否か、という視座から、その妥当性如何が問い直されて然るべきであろう。

《本論の第貳段階》＜運の平等主義＞批判の論理構制

この節では、アンダーソンによる＜運の平等主義＞批判がどのような論理構制によってかたちづけられているのか、その点に照準して議論を進展させよう。この議論は、一方において、アンダーソンの依拠する正義観念とはどのようなものであるのかを明確化し、他方において、＜運の平等主義＞の本質をアンダーソンがどこに見て取っているのかを明確化する、という双方をふまえるところから、その適切な視界を切り拓くことができるようになるだろう。

まず、アンダーソンの依拠する正義観念とはどのようなものであるのか。アンダーソン自身の断片的に説くところを総合することによって推察するならば、原初状態においてまさに原初の契約を結ぶために参集した当事者たちによる合意の形成過程、というジョン・ロールズの構想を念頭に置きつつ、対等の立場にある当事者たちによる全員一致の合意によって形成される正義観念である、と推察される [Anderson, E. (2010) :1-5, 17-22]。ここでしかし留意を要するのが、別の論文でアンダーソンが資本制下の商品生産・商品交換を前提として構築されている市民社

会を、その基本構造に関しては全員一致の合意によって形成された社会秩序に蔽われてある場だと、前提視していることである [Anderson,E. (2008) :239-242]。その前提視の中には、自由競争市場という古典的な形態での資本制にさまざまな改良的・福祉政策的な補正の必要性が含み込まれているのではあるが。そのような基本構造としての市民社会の中で、いわばミクロレベルでの相互行為が演じられ、その都度のミクロの合意がかたちづくられ累積してゆくわけである。

次に、アンダーソンが < 運の平等主義 > の本質をどのように見て取っているのかを、明確化しておこう。「平等主義者は市場に孕まれている危険な諸要素に向けていかに対処すべきなのか」(2008年)と題する論文でアンダーソンは、二種類に分けられたかたちで < 運の平等主義 > を対象化している。「功績に関する要求を満たそうとする運の平等主義」desert-catering luck egalitarianism と「責任に関する要求を満たそうとする運の平等主義」responsibility-catering luck egalitarianism である。前者は、各人の生み出した功績については運の介在する余地を認めないがゆえに各人に帰するかたちで所有されるべきであり、それ以外の物についてはその産出に運の作用がつきまとうと見るのが適切だからして各人の所有に帰することがない、と捉える説である。後者は、運の作用の介在しない事柄とは各人が責任を負い得る事柄なのであり、したがって、責任を負い得ない事柄についてはその負担や便益を平等分配すべきだ、と捉える説である。これら前者と後者に共通して当て嵌まることは、運の作用に曝されぬ事態だと見做せることと運の作用に曝される事態だと見做せることを、峻別し、前者についてのみ、平等な分配を行なうこと、これが平等主義的正義に適うことなのだ、とする議論の組み立て方だ。

上記のように対象化される < 運の平等主義 > はアンダーソンによって厳しい批判の対象とされるのだが、その批判がいったいいかなる論理構制を以って為されているのか。肝腎なこの問いに答えるべく、論究を推し進めることにしよう。この論究は、前節で捉えることを図ったところの、< 運の平等主義 > に向けての、アンダーソンによる批判内容、これを総合するかたちで洞察することを通して、可能となるだろう。その洞察へと踏み進む前に、ここで予め、「功績に関する要求を満たそうとする運の平等主義」と「責任に関する要求を満たそうとする運の平等主義」それぞれに対するアンダーソンによる批判の視線が異なっている点に、触れておこう。「功績に関する要求を満たそうとする運の平等主義」に対しては、運の作用の介在することのない「功績」の内実が不明であること、これを最大の理由にして批判の視線が差し向けられる◆³⁾ ことになっている [Anderson,E. (2008) :247-254]。「責任に関する要求を満たしている運の平等主義」に対しては、資本制を前提とする市民社会における相互行為の経験的事態に即して考える限りにおいて、各々の行為者の地位や役割をふまえて呼応・応接の累積されてゆく過程に立ち現われる「合意」に即してみる限りでは、手続き的正義が成り立つことになる、と肯定的に受け留める。ところが、各人にとっての生育環境情況に纏わる恵まれ度合の相違とか、各人にとっての生得的な能力(資質)に纏わる恵まれ度合の相違とか、そうした事柄への運の作用の介在を強調して問題化する思考の在り方——謂わば超越論的な次元において正義を探究しようとする思考の在り方——に向けては、端的に拒絶し、否認の構えを採るところに、アンダーソンの差し向ける批判の視線の特質を見出すことができる [Anderson,E. (2008) :254-261]。

いまましが取り挙げた批判の視線を媒介にして、いまや、アンダーソンによる < 運の平等主義 > への厳しい批判がいかなる論理構制を以って為されているのか、という枢要なる問い

に答えるための論究を試みる段である。この段において根底に据えられるべき認識とは、正義とは何よりもまず社会世界の経験的事態の中で、対等な地位を持ち対等に尊重されるべき自立した行為者間の間で取り結ばれる契約内容のかたちを——第二人称の相互行為の中で成り立つ合意のかたちを——以ってこそ立ち現われ得る規範のことだ、とアンダーソンによって考えられている、という点、これへの認識だ。根底に据えられたこの認識に依拠して、＜運の平等主義＞の覚識する正義概念を対象化すると、＜運の平等主義＞は正義を第三人称において把握しているのであり、それゆえに、普遍妥当な社会世界の在り方に対する当為としての概念を以って正義を構想していること、このことが洞見されるに到る。アンダーソンの視座からこの正義構想を対象化すると、市民社会における自立した行為者間での相互行為から生み出されねばならないところの合意（という手続き的正義）にこそ依拠すべきである正義の在り方が、軽視され、否定の対象として取り扱われる恐れが多分に生じる。如上の論理構成を以って、アンダーソンによる＜運の平等主義＞への厳しい批判が為されているわけである。

《本論の第参段階》＜運の平等主義＞の理路・・・第三人称において正義を構想すべき所以

前節までの行論を通して、エリザベス・アンダーソンによる＜運の平等主義＞に対する批判の論理構制を解明することを試みた。その試みをふまえてこの節では、アンダーソン流の正義構想に比して＜運の平等主義＞による正義構想が妥当性を主張できること、そのことを主張するように企図したい。その主張に際しては、第三人称において正義を構想すべきことを説くために表示されたG・A・コーエンによる言説が、重要な手掛かりになる【一前段】。そしてまた副次的には、小論のふたつめの節で採り挙げたところの、バーナード・ウィリアムズによる「機会の平等」の射程をめぐる考察が、思考を促す契機となる【一後段】。以下において、前段と後段に分けて論じることにしてしよう。

《本論第参段階の前段》

既に明らかになったように、アンダーソンによる議論展開においては、資本制を前提とする市民社会における対等な地位にあると観念上、思念された各人が相互行為に取り組む中で生み出すことのできる「合意」にこそ、枢要な意味が、規範性を帯びた価値が、認められねばならない、という主張が押し出されていた。狭量な利得計算から自己利益のみを追求する個人を始発点に置くのではなく、自己利益の考慮と他者にとっての利益の考慮とが統合されるかたちで得られる合意に、重要性を持たせるべきだ、とする意向が、その議論からは汲み取られる。ここでしかし省察されるべきなのは、対等な地位に在るとアンダーソン流の議論では見做されているところの、市民社会に生きる諸個人が、何を根拠にして対等だと見做し得るのかという点である。このように問うことで既に、“対等な地位に在る”とする思念の綻びが露呈することになる。

前近代社会における地位の不平等を克服してある、とする思考の域に留まるのではなく、資本制市民社会に生きる諸個人が当の市民社会の構成原理の中で善き生へと接近するための実質上の機会を平等に有するわけでないこと、この認識に到るのは困難な事柄ではない。当の構成原理の下で有能性を発揮する行為者（たち）の主導権のもとに、有能性度合に照らして不利な行為者は、従属したかたちで“合意”を取り結ばざるを得なくなる。その“合意”を拒絶するならばより甚だしい度合の悪しき生を余儀なくされることになることが、可視化されるので

あるから。端的に言って、有能なる行為者と有能ならざる行為者との間での合意とは、誘拐犯を為して身代金を要求する行為者と、家族を誘拐されて身代金を要求されている行為者と、この双方の間での交渉——相互行為——を通して獲得される合意に擬えることができる。すなわち、まさに運の作用によって市民社会での利得獲得上の有能性を具有している行為者と、その有能性を欠く、もしくは、甚だしく無能さに苛まれてある行為者と、この双方の間での相互行為から齎される合意にこそ、擬えて検討されるべきなのだ。

資本制市民社会を支配する上述の不正義、これを覚識するならば、社会正義の齎される理路とは、社会の基本構造——社会構成原理と相即するところのそれ——の在り方という視角からのみならず、各人の相互行為の在り方という視角からもまた、普遍妥当性を覚識し得るところの規範を体現するかたちで、つまり規範の第三人称として把捉し得る審級で、正義の原理を見出す必要があるのだ。このことは、G・A・コーエンが逸早く示していた議論[G.A.Cohen (1992), 特に 287-310 頁]を偏見なく受け留めるならば、獲得される認識である、と言える。

いま述べたことと同じ内容を、別様に表現してみよう。“自立した”個人間相互行為における < 行為の選択肢集合 > と、当の相互行為を可能ならしめるところの——可能性条件となっているところの——< 既設社会システムの制約する選択前提 > と、これら双方の関係こそが、主題化されねばならない。アンダーソンは後者への視線を欠く。したがって、前者と後者との関係を問題化し得ない。この論点を自覚したうえで、後者に孕まれている不正義性を——道徳上の観点から見て取られるべき恣意性を——発き立て、それを変革すべき（是正すべき）ことを主張するのが、< 運の平等主義 > なのである。

（本論第参段階の後段）

小論の第貳番目の節で、すなわち、< 平等 > 概念を問題化するための起点とするためにバーナード・ウィリアムズによる所説を採り挙げた節で、特にその最終箇所而言及しかけながらも論じ尽くすことのできなかつた事柄に、ここで敢えて立ち戻ることにしてしよう。その事柄とは要するに、人間の平等性の在り処が究極的にはどこに探り出されるべきなのか、という問いを立てるところから開始すべきなのであること、そしてそのように立てられた問いから立ち上がる思考の見出すのは、経験世界における「機会の平等」という観点に即する場合、運の作用の介在を問題化することができぬままに、メリトクラシーに従属するほかなくなること、そのことへの紛れなき省察は、資質能力の不平等にもかかわらず人・間間の < 尊重の平等 > をいかにして展望すべきであるのか、という視角から接近されるべきこと、このことなのであった。

また他方で、“「機会の平等」+メリトクラシー”という結合態に向けては、そこに謂うところの「メリト」meritなるものがテクノロジーの進展による可変態であることに思い及ぶことが、大切となるのであった。つまりそれは、各々の < ひとの本態 > にとっては偶有性を帯びた附着物なのだ、ということ。この認識のところまでが、ひとまず辿り着かれるべき行程となるだろう。そもそのところでは、各人の生得的能力の差異あるありようと言い、各人にとっての生活環境情況の有利/不利という差異あるありようという事柄は——それら差異のありようが各人にあたるとみなす思念を問題化することなく、各人にとっては経験世界における所与の・不可避に獲得されてある・前提だ、とみなす意識事態は——、< 公正としての正義 > をかたちづくろうとする相互行為の、もしくは、正義原理を契約のかたちで生み出すべく参集した当事者間での議論の、始原に据えられてはならない事柄である。それらが、もし仮に、いましがた言及した相互行為や議論の始原に据えられるとするならば、そこから発する相

互行為や議論の性質は、一方での誘拐犯による要求と、他方での、誘拐された人質の安全を考慮しつつ対応を強えられる当事者の対応と、その双方の間での“合意”点を探り出すためのものとなる。

ところが、<運の平等主義>を批判するアンダーソンによる議論の論理構制は、既に述べたように、規範についての普遍的妥当性を帯びた準拠点を探り当てようとする向きを採ることなく、経験世界での相互行為における合意点の見出し方にこそ依拠すべきだ、とするものであった。その議論は結局のところ、ロールズ流の格差原理についての「弛緩した解釈」a lax reading of the difference principle ◆⁴⁾を最も妥当な落着点として、受容するものなのであり [Anderson, E. (2010) :12-16], それを正当化するに際して拠り所として言及されるのは、「誘因に関する議論」the incentive argument および「水準低下論」the leveling down objection に尽きることになる。これが普遍妥当なく公正としての正義>たり得る性質を有し得るのかを問題化するならば、その問題化に発する吟味・検討に堪え得ないことについて、筆者は既に論及したことがある [拙稿 2021:47-52]。ここではそれを繰り返さないが、「誘因に関する議論」や「水準低下論」の論立ての破綻を踏まえることによって、アンダーソンによる議論の構制論理に重大な綻びが孕まれていること、これを結論づけることができるであろう。

結びに代えて

如上の行論を通して小論は、エリザベス・アンダーソンによる<運の平等主義>批判の立ち上がってくる論理構制を摘出することを企図してきた。それをここでは根幹に絞って要約するならば、市民社会の構制機序を不可疑の前提として受け容れたうえで、その市民社会における諸個人の相互行為が析出するところの合意、これこそが“自由で平等な”諸個人たちの織り成しかたちづくることのできる最良の公正さを体現する秩序——謂う所の「関係論的平等主義」の立場からの正義——となる、とするものであった。そしてまた、この論理構制によってでは、<公正としての正義>を探求することを可能ならしめる、規範的な裁きの場（審級）、これを問う視線に致命的な曇りが齎されることになるがゆえに、正義を問う議論としての意義を見出し難くなる、という結論に到った。

エリザベス・アンダーソンに代表される「関係論的平等主義」については、より細部に立ち入って批判的検討を展開することに意味を見出せる、と考える。今後の検討課題として銘記しておこう。

【註】

0) <運の平等主義>を正面切って批判する論者は数多いけれども、本論稿が主たる対象として採り挙げる論者エリザベス・アンダーソンはジョン・ロールズ学派に与しつつ、正義構想の根幹から<運の平等主義>に対する拒斥を鮮明に表示している、という点で注目に値する。

1) 示されていることの含意は要するに、他者の苦や快や悲しみや喜びに共感し、相互に愛着を抱き、そうしたことを起点にして人-人間の共同性と表現できそうな境位をもたらそうとするところに、「共通の人間性」を獲得し得る、というほどの含意である。

2) この思考に孕まれている難点に関しては、後述の《本論第参段階の前段》において言及されるところの、「誘拐犯を為して身代金を要求する行為者と、家族を誘拐されて身代金を要求されている行為者と、この双方の間での交渉——相互行為——を通して獲得される合意」の欺瞞性、というコーエンによる洞見に依拠して、解

決への鍵を見出すに到るだろう。

- 3) この批判の視線と緊密に結びつく思考として、アンダーソン自身は、経験世界での評価尺度の適切な形式かつ内容を成す方法がメリトクラシーとなることを、疑念なく受容できると考えている。すなわち、運の作用の介在しない功績のありようを見つけ出そうとすることが、経験世界においては不可能な事柄を無謀に企てることなのであって、失敗を余儀なくされる。そのような企てを明確に捨て去り、運の作用に多かれ少なかれ曝されざるを得ない功績の、経験世界において客観的評価の対象とされ得る、外面としての立ち現われ——業績のありよう——を以って、市民社会における各人への評価が為されるべきだ、と結論づけることになる [Anderson,E. (2008):253-254]。この点が、メリトクラシーに向けての否定性を帯びた対象化がジョン・ロールズにおいては屈折した様相を呈しながらも見られる [Rawls,John (1971):100-108]の と対比して考慮されるならば、ロールズ派の中でのアンダーソンの占める理論上の布置について、示唆を得ることができる。
- 4) これは、G・A・コーエンがジョン・ロールズによる格差原理を解釈するに際しての二様のかたちの内のひとつのありようを示すために採った表現であり、この「弛緩した解釈」に対比させて「厳密なる解釈」a strict reading of the difference principle が、挙げられていた [G,A,Cohen (1992):311-322, (2008):68-69]。

【文献】

- Anderson, Elizabeth (2008) How Should Egalitarians Cope with Market Risks? (in,*Theoretical Inquiries in Law*, vol.9,no.1)
- Anderson, Elizabeth (2010) The Fundamental Disagreement between Luck Egalitarians and Relational Egalitarians (in,*Canadian Journal of Philosophy*, Supplementary Volume 36)
- Cohen, Gerald Allen (2009) *Why not Socialism?* Princeton University Press
- Cohen, Gerald Allen (2008) *Rescuing Justice and Equality*, Harvard University Press
- Cohen, Gerald Allen (1992) Incentives, Inequality, and Community, in *The Tanner Lectures on Human Values*, Vol. XIII, G.B.Peterson (ed.), University Utah Press
- Williams, Bernard (1962) The Idea of Equality (in,Peter Laslett, W.G.Runciman (eds.) *Philosophy, Politics and Society*, Basil Blackwell)
- 拙稿「平等主義的正義論の中での < 運 > の意味」2021年 (『椋山女学園大学研究論集』52号人文科学篇)

